

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定概要

【制定理由】

平成12年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日に限時法としての期限を迎え、本町において制定していた「清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例」(※旧条例)についても法令と同様に期限を迎えたことから令和3年3月31日に失効したところです。

国は、引き続き過疎対策を講じていくため、令和3年4月1日から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を新たに制定し、過疎地域の産業振興をより効果的・持続的に促進していくこととされたため、同法に基づく固定資産税の課税免除の対象となる業種及び設備投資の項目等を定めた「清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」(※新条例)を新たに制定するものです。

		新 条 例	旧 条 例		
条 例 名		清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例		
第1条	対象区域	清水町過疎地域持続的発展市町村計画に記載の産業振興促進区域(町内全域)	過疎地域内(町内全域)		
	対象業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業除く)に、「情報サービス業等」を追加 ※情報サービス業等とは、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業、情報通信により得たデータの分析市場調査業をいう。	製造業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業除く)		
	対象となる設備投資	新設、増設に「取得又は製作若しくは建設」を追加(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。)	「新設、増設」のみ		
第2条	対象期間	令和6年3月31日まで ※課税免除は新たな課税から3年間	令和3年3月31日まで ※経過措置あり		
	取得価額要件	業種、資本金の額等に応じて下表のとおり		取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの	
		業 種	資本金若しくは出資金額		取得価額合計(下限)
		製造業又は 旅館業	5千万円以下		500万円
5千万円超 1億円以下			1千万円		
1億円超	2千万円				
農林水産物 等販売業又は 情報サービス業等	-	500万円			

第3条	課税免除の申請	課税免除の申請について規定	同左
第4条	課税免除の取消し	課税免除の取消しについて規定	同左
第5条	規則委任	必要な事項については規則への委任について規定	同左
附則第1項	施行期日	公布の日から施行	
附則第2項	清水町企業立地促進条例の一部改正	清水町企業立地促進条例においてこれまで引用していた条例が、旧条例から新条例に代わることから附則にて改正する。	
附則第3項	経過措置	清水町企業立地促進条例を改正することによって、改正前の同条例による助成措置等についての経過措置を規定	